



# 茨城県報

第 1 9 6 9 号

平成20年 4 月17日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

介護機関の指定 (福祉指導課) .....	1
指定市町村事務受託法人の指定 (長寿福祉課) .....	2
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) .....	3
使用料及び手数料の徴収事務の委託 (障害福祉課) .....	3
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) .....	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課) .....	4
公金の収納及び支出の事務の委託 (農業経済課) .....	7
県道路線の認定 (道路維持課) .....	8
県道路線の廃止 (道路維持課) .....	8
道路の区域の変更 (2件) (道路維持課) .....	8
道路の供用の開始 (7件) (道路維持課) .....	9
公 告	
特定漁港漁場整備事業計画の変更について (水産振興課) .....	11
開発行為の工事完了 (7件) (建築指導課) .....	11
道路の位置の指定 (建築指導課) .....	13
( 警 察 本 部 )	
入札公告.....	13

## 告 示

茨城県告示第586号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成20年 4 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0801100017 常総市地域包括支援センター	常総市水海道諏訪町3222 - 3	介護予防支援	常総市長	平成20年 2月29日
0843340365 とうかい薬局	東海村石神内宿1722 - 1	居宅療養管理指導	ひたちなか薬業協 同組合	平成20年 2月18日
0870700408 ふれんど結城居宅介護支 援センター	結城市大字結城11766 - 3	居宅介護支援事業	株式会社フレンド	平成20年 2月29日
0871700597 デンタルサポート介護事 業部取手営業所	取手市井野台 4 - 17 - 24 ウェ ルライフガーデン取手	訪問介護 居宅介護支援事業 介護予防訪問介護	デンタルサポート 株式会社	平成20年 2月18日
0872001722 筑波メディカルセンター デイサービスふれあい	つくば市春日 2 - 34 - 2	通所介護 介護予防通所介護	財団法人 筑波メ ディカルセンター	平成20年 3月6日
0863390068 訪問看護ステーションわか かば	常陸大宮市宇留野3114	介護予防訪問看護	医療法人 芳栄会	平成20年 3月14日
0870100765 ケアレジデンス水戸在宅 介護サービス事業所	水戸市大塚町1741	介護予防訪問介護	株式会社ケアレジ デンス	平成20年 3月18日
0871100046 常総市社会福祉協議会	常総市水海道天満町2472	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護	社会福祉法人常総 市社会福祉協議会	平成20年 3月13日
0871900312 牛久市社会福祉協議会指 定訪問介護事業所	牛久市女化町859 - 3 牛久市 総合福祉センター内	介護予防訪問介護	社会福祉法人 牛 久市社会福祉協議 会	平成20年 3月1日
0871900320 牛久市社会福祉協議会指 定通所介護事業所	牛久市女化町859 - 3 牛久市 総合福祉センター内	介護予防通所介護	社会福祉法人 牛 久市社会福祉協議 会	平成20年 3月1日
0872001607 憩いの森 指定訪問介護 事業所	つくば市真瀬1155 - 1	介護予防訪問介護	有限会社 トムス	平成20年 3月17日
0873600688 指定訪問介護事業所 息 栖サテライト	神栖市息栖2819 - 5	介護予防訪問介護	合名会社 息栖サ テライト	平成20年 2月19日
0875100059 桜川市社協真壁指定訪問 介護事業所	桜川市真壁町山尾604 - 1	介護予防訪問介護	社会福祉法人桜川 市社会福祉協議会	平成20年 4月1日
0875100067 桜川市社協岩瀬指定訪問 入浴介護事業所	桜川市鎌田612	介護予防訪問入浴介護	社会福祉法人桜川 市社会福祉協議秋	平成20年 4月1日
0875100075 桜川市社協真壁指定訪問 入浴介護事業所	桜川市真壁町山尾604 - 1	介護予防訪問入浴介護	社会福祉法人桜川 市社会福祉協議会	平成20年 4月1日
0875100083 桜川市社協岩瀬指定通所 介護事業所	桜川市鎌田612	介護予防通所介護	社会福祉法人桜川 市社会福祉協議会	平成20年 4月1日
0875100091 桜川市社協真壁指定通所 介護事業所	桜川市真壁町山尾604 - 1	介護予防通所介護	社会福祉法人桜川 市社会福祉協議会	平成20年 4月1日
0875100109 桜川市社協岩瀬指定訪問 介護事業所	桜川市鎌田612	介護予防訪問介護	社会福祉法人桜川 市社会福祉協議会	平成20年 4月1日

茨城県告示第587号

介護保険施行令（平成10年政令第412号）第11条の2の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第11条の6

の規定により告示する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の名称	代表者の氏名	指定事業所の所在地	指 定 年月日	事 業 開始日	事務の種類
社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会	飯島 善	つくばみらい市神生530番地	平成20年 4月7日	平成20年 4月10日	要介護認定調査及び当該調査に係る事務

茨城県告示第588号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810200352	あおばケアサービス	日立市東金沢町3-10-4	有限会社あおば	日立市東金沢町3-10-4	平成20年 4月1日	行動援護

茨城県告示第589号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県立あすなろの郷に係る使用料及び手数料の徴収事務を委託した。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団

2 委託する公金徴収事務

茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例（昭和35年茨城県条例第47号）に規定する使用料及び手数料

3 委託期間

平成20年 4月1日から平成21年 3月31日まで

茨城県告示第590号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名  
株式会社カワチ薬品  
代表取締役 河 内 伸 二

- (2) 住所  
栃木県小山市卒島1293番地

## 2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品笠間店  
笠間市笠間字遠森1690 - 1 外
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市卒島1293番地	河 内 伸 二

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年12月 5 日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,758m<sup>2</sup>
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 103台
- イ 駐輪場の収容台数 10台
- ウ 荷さばき施設の面積 68m<sup>2</sup>
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 21 m<sup>3</sup>
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前 9 時  
(閉店時刻) 午後 9 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時30分～午後 9 時
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時～午後 9 時

## 3 届出年月日

平成20年 4月 4 日

### 茨城県告示第591号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 青山R Oショッピングセンター

日立市田尻町五丁目2050 - 2 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成20年 1月 7日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時 (一部午後 8 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 8 時30分 ~ 午後 9 時30分 (一部午後 9 時)

## (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 6 箇所

(変更後) 5 箇所

## (3) 届出年月日

平成19年12月13日

## 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
日立市	出入口 1 付近について、混雑時の交通整理員配置等、安全対策を徹底すること。	通行量の多い国道 6 号線と接続し、見通しが悪く渋滞が予測されるため。

## 茨城県告示第592号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

取手駅ビル

取手市中央町甲813番の2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成20年3月21日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後11時

(変更後) 開店時刻 午前0時 (一部午前7時, 午前8時, 午前9時, 午前10時)

閉店時刻 午前0時 (一部午後11時, 午後10時, 午後9時, 午後8時30分, 午後8時)

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時～午後7時30分

(変更後) 24時間

(3) 届出年月日

平成20年2月21日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第593号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について, 同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお, 意見書は, 本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成20年4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常総ショッピングセンター

取手市戸頭字大明神1118番地1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成20年3月21日

イ 変更した事項

駐車場の収容台数

(変更前) 1,115台

(変更後) 1,072台

(3) 届出年月日

平成20年3月5日

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第594号

農業改良資金の貸付事業に係る公金の収納及び支出の事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、別表に掲げるものに委託した。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

委託期間 平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

(別表)

委 託 者 名	所 在 地
茨城県信用農業協同組合連合会	水戸市梅香1丁目1番4号
水戸農業協同組合	水戸市赤塚2丁目27番地
常陸小川農業協同組合	小美玉市小川1484番地の2
美野里町農業協同組合	小美玉市竹原2120番地の5
茨城中央農業協同組合	笠間市飯合146番地
ひたちなか農業協同組合	ひたちなか市大平1丁目20番1号
茨城みどり農業協同組合	常陸大宮市田子内町3091番地の6
茨城みずほ農業協同組合	常陸太田市大方町1701番地
茨城ひたち農業協同組合	高萩市本町1丁目100番地の2
日立市多賀農業協同組合	日立市多賀町1丁目12番地10号
茨城旭村農業協同組合	鉾田市造谷1071番地
かしまなだ農業協同組合	鉾田市安房1409番地の1
しおさい農業協同組合	神栖市深芝2752番地の5
なめがた農業協同組合	行方市麻生3346番地の25
竜ヶ崎市農業協同組合	龍ヶ崎市8200番地
稲敷農業協同組合	稲敷市江戸崎甲3016番地の3
茨城かすみ農業協同組合	稲敷郡美浦村郷中2661番地3
土浦農業協同組合	土浦市田中1丁目1番4号
ひたち野農業協同組合	石岡市貝地2丁目5番5号
やさと農業協同組合	石岡市柿岡3236番地の6
茨城千代田農業協同組合	かすみがうら市中佐谷243番地の2
つくば市農業協同組合	つくば市東岡335番地
つくば市谷田部農業協同組合	つくば市大字谷田部2074番地の1
茨城みなみ農業協同組合	つくばみらい市谷井田1609番地
北つくば農業協同組合	筑西市岡芹2222番地
常総ひかり農業協同組合	下妻市宗道2028番地
茨城むつみ農業協同組合	猿島郡境町大字長井戸23番地
岩井農業協同組合	坂東市岩井2229番地

## 茨城県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成20年4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 号 番 号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		
360	大和田羽生線	鉾田市大和田		
		行方市羽生		

## 茨城県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成20年4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 号 番 号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		
338	常陸小川停車場線	小美玉市田木谷		
		小美玉市小川		
339	大和田桃浦停車場線	鉾田市大和田		
		桃浦停車場		
340	玉造停車場線	行方市		
		行方市		
341	鉾田停車場線	鉾田市鉾田		
		鉾田市鉾田		

## 茨城県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字福原字廣田651番 4 地先から 笠間市大字福原字関戸2910番地先まで 笠間市大字福原字廣田651番 4 地先から 笠間市大字福原字西堀前1303番 3 地先まで	(A)	メートル 最大 16.5	メートル 3,211	
		最小 5.0		
	(B)	最大 65.0	1,448	
		最小 17.5		
笠間市大字福原字廣田651番 4 地先から 笠間市大字福原字西堀前1303番 3 地先まで	新 (B)	最大 65.0 最小 17.5	1,448	旧 道 移 管

茨城県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
常陸太田市松平町字西ノ内231番 1 地先から 常陸太田市松平町字西ノ内231番 1 地先まで	旧	メートル 最大 11.9	メートル 42		
		最小 9.3			
	新	最大 19.3	42		現 道 拡 幅
		最小 11.1			

茨城県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 紅葉石岡線
- 2 供用開始の区間 小美玉市上吉影字馬場坪139番から  
小美玉市飯前字出房1376番24まで
- 3 供用開始の期日 平成20年4月25日

茨城県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 上吉影岩間線
- 2 供用開始の区間 小美玉市上吉影字羽抜147番 6 から  
小美玉市上吉影字石河原711番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 4月25日

茨城県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成20年 4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 那須烏山御前山線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市大岩字松ノ木沢1457番 1 地先から  
常陸大宮市大岩字石唐1445番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 4月17日

茨城県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成20年 4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常総取手線
- 2 供用開始の区間 取手市山王字前畑193番 2 地先から  
取手市山王字前畑190番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 4月17日

茨城県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成20年 4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 谷田部藤代線
- 2 供用開始の区間 取手市下萱場字横場222番 3 地先から  
取手市下萱場字下萱場1283番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 4月17日

茨城県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成20年 4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 取手東線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡河内町大字源清田2121番 1 地先から  
稲敷郡河内町大字源清田2160番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 4月17日

茨城県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成20年 4月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 土浦市小松 3 丁目1079番 9 地先から  
土浦市小松 3 丁目1072番 6 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 4月17日

---

## 公 告

---

特定漁港漁場整備事業計画の変更について

平成14年 7月に策定した特定漁港漁場整備事業計画の変更案を策定したので、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第11項において準用する同法第17条第 4 項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類及び縦覧場所

縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
特定漁港漁場整備事業計画の変更案（波崎地区）	神栖市産業経済部農林水産課水産振興室
	茨城県農林水産部水産振興課

- 2 縦覧期間

公告の日の翌日から20日間

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂市後台字下新地3198番 1，同番 4

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂市後台3198番地3

峯 島 清 美, 峯 島 和 子

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字藤ヶ作2124番75, 同番98, 同番103, 同番107

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村東海二丁目19番2号 (S プリメーロエスペランサB - 202)

細 谷 和 義, 細 谷 貴 子

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字松山内2169番15

## 2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市部田野735番地2 (県営西十三奉行アパート8棟204号)

高 野 克 敏

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市立沢字大坪745番2, 同番3

## 2 事業主の住所及び氏名

守谷市百合ヶ丘二丁目2774番地の3 (カーサ中田3号棟3号室)

地 引 友 之, 地 引 絵 理 子

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字山王字金ヶ堤1274番1

## 2 事業主の住所及び氏名

結城市中央町一丁目11番地7 (セダークレスト101号)

野 寺 芳 夫

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市長谷字上神場768番5, 771番3

## 2 事業主の住所及び氏名

坂東市長谷1850番地

宝地戸 正 樹, 宝地戸 聡 美

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字高崎字出羽内1119番4, 同番5

## 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字高崎1119番地

島 田 照 大

~~~~~

## 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年 4月17日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号           | 指定年月日       | 申請者                            |                 | 道路の位置               | 道路の幅員及び延長     |                |
|----------------|-------------|--------------------------------|-----------------|---------------------|---------------|----------------|
|                |             | 氏名                             | 住所              |                     | 幅員            | 延長             |
| 西総建指令<br>第 3 号 | 平成20年 4月 7日 | 株式会社境<br>ホーム<br>代表取締役<br>半村 正幸 | 猿島郡境町163番地<br>3 | 常総市大房字用水西<br>678番 1 | メートル<br>5.000 | メートル<br>34.930 |

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

## 入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成20年 4月17日

茨城県警察本部長 小 風 明

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達する物件名

無線警ら車11台の購入

## (2) 調達する物件の仕様及び数量

入札説明書（仕様書）による。

## (3) 納入期限

平成21年 3月31日

## (4) 納入場所

茨城県警察本部

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、入札説明書に示す資格を有すること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書を、4に示す場所に、5(3)に示す日時

までに提出（電子申請及び郵便申請の場合は到達）していること。

- (3) 入札説明書に示した購入物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入することを証明した者であること。
- (4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒310 - 8550 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県警察本部警務部会計課 調度担当

電話 029 - 301 - 0110 内線2235

- (2) 入札説明書の交付期間

平成20年 4月17日から平成20年 5月14日までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- (3) 入札書の受領期限

平成20年 5月27日午前10時00分（郵送による入札の場合は、平成20年 5月26日午後 5時00分）

- (4) 開札の日時及び場所

平成20年 5月27日午前10時00分 茨城県警察本部 2階入札室

### 4 資格審査申請書の提出先

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当

電話 029 - 301 - 4875

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に2の(3)及び(4)を証明する書類を添付して3の(1)に示す場所に平成20年 5月15日午後 5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他茨城県財務規則（平成 5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (5) 契約書の作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 詳細は入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required:

The purchase of 11 radio patrol cars

(2) Delivery date:

By 31 March 2009

(3) The places for setting:

Ibaraki Prefectural Police Headquarters

(4) Time-limit for tender:

5:00 pm 26 May 2008 in case of mail

10:00 am 27 May 2008 in person

(5) Contact point for the notice:

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken,  
Japan 310-8550

Phone: 029-301-0110

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)